熊本県告示第390号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、平成15年3月 25日付けで天草広域連合長から申請のあった天草広域連合の処理する事務及び規約の一 部変更を平成15年3月31日付けで許可した。

平成 15 年 4 月 9 日

熊本県知事 子 潮 谷 義

熊本県告示第 391 号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定により、医療機関を次のとお り指定した。

平成 15 年 4 月 9 日

熊本県知事 潮 子 谷 義

| 指令 | 所 在 地 | 名 称 | 開設者 | | 指定年月日 |
|-----|------------|---------|-------------|---------|------------------|
| 番号 | /// 1L /E | | 住所 | 氏 名 | 1日亿十万日 |
| 101 | 水俣市南福寺 171 | 有限会社南福寺 | 八代市萩原町 2- | 木村 吉裕 | 平成 15 年 3 月 31 日 |
| | 番地 | 調剤薬局 | 11-44 | | |
| | | | ムーンライト | | |
| | | | STAGE 楠 602 | | |
| 102 | 本渡市東町7番地 | 医療法人松雄会 | 本渡市東町7番地 | 医療法人松雄会 | 平成 15 年 3 月 31 日 |
| | 12 | 松田整形外科医 | 12 | | |
| | | 院 | | | |
| 103 | 牛深市牛深町 | うしぶか皮膚 | 牛深市牛深町 | 栗﨑 道紀 | 平成 15 年 3 月 31 日 |
| | 1498 番地 25 | 科・形成外科ク | 1498 番地 25 | | |
| | | リニック | | | |

熊本県告示第 392 号

結核予防法(昭和 26 年法律第 96 号)第 36 条第 4 項の規定により、次の医療機関は、そ の指定を辞退した。

平成 15 年 4 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

| 所 在 地 | 名称 | 開 設 者 | | |
|--------------|----------|--------------|-------|--|
| 別 住 地 | | 住 所 | 氏 名 | |
| 本渡市東町 7番地 12 | 松田整形外科医院 | 本渡市東町7番地12 | 松田 秀雄 | |
| 天草郡河浦町新合 255 | 佐藤医院 | 天草郡河浦町新合 255 | 佐藤 正之 | |

熊本県告示第 393 号

港湾法(昭和25年法律第218号)第39条の規定により熊本都市計画熊本港臨港地区内 に次のとおり分区を指定し、告示の日から施行する。

平成 15 年 4 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

商港区 1

熊本市新港一丁目の一部 熊本市新港二丁目の一部

工業工区

熊本市新港一丁目の一部

分区の指定箇所は、図面で示し、その図面は、熊本県庁土木部港湾課及び熊本市役所に備え置き縦覧に供することとする。